

# オブザーバーに関する規則

## 第1章 総 則

### 第1条（規約との関係）

この規則は、規約第6条にもとづき、オブザーバーの取り扱いについて定める。

## 第2章 運 営

### 第2条（オブザーバーの原則）

退職者連合は、以下の項目により、オブザーバーを承認する。

- (1) 対象は、退職者組織を持たない連合の構成組織とする。
- (2) それらの組織が退職者連合の活動に協力的である。
- (3) オブザーバーは、可能な限り早期（3年を目途）に退職者組織の結成・整備を行い、退職者連合に正式加盟するよう努める。

### 第3条（加入の手続き）

1. 退職者連合のオブザーバー組織になろうとする連合の構成組織は、別に定める様式に必要事項を記載し、その旨会長に申請する。
2. 会長は、退職者連合の幹事会の議を経てこれを承認する。

### 第4条（オブザーバーの資格）

オブザーバーの資格は、幹事会で加入が承認されたときをもって生ずる。

### 第5条（会 費）

オブザーバーの会費は、その構成組織が負担している援助金の範囲とする。

### 第6条（機関での取り扱い）

オブザーバー組織の機関における取り扱いは、正式加入に準ずるものとして、退職者連合の幹事会に出席させ、総会に特別代議員を出席させることができる。ただし、いずれの機関においてもその機関で認められた限りにおいて発言権はあるが、表決権はない。

### 第7条（その他の規定）

この規則で定めることのほか、オブザーバーの取り扱いについては、すべて退職者連合の幹事会の定めるところによる。

### 第3章 付 則

#### 第8条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

#### 第9条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

#### 第10条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。